

## 柳井市教育委員会会議 会議録

### 1 会議の開催

- (1) 日 時 令和3年6月4日(金) 開会 午前10時00分  
閉会 午前11時11分
- (2) 場 所 柳井市役所 3階大会議室

### 2 出席委員

教育長	西元 良治
委員(教育長職務代理者)	西原 光治
委員	河岡 治子
委員	厚坊 俊己
委員	横山 志磨

### 3 欠席委員

なし

### 4 出席事務局職員

教育部長	三浦 正明
教育部次長(図書館・サンビームやない担当)	石岡 雅朗
教育総務課長	有道 茂一
学校教育課長	藤村 信之
生涯学習・スポーツ推進課長	山本 直邦
施設担当課長	重田 泰生
学校給食センター所長	脇村 直孝
教育総務課長補佐(書記)	惣上分 常代

### 5 傍聴者

なし

### 6 会議日程

#### (1) 議案

- ①議案第25号 令和3年度柳井市一般会計補正予算(6月補正)
- ②議案第26号 教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則の一部改正について
- ③人議第8号 柳井市教育支援委員会委員の委嘱について
- ④報告第8号 柳井市学校運営協議会委員の変更及び追加に伴う委嘱について
- ⑤報告第9号 柳井市青少年育成センター少年補導員の委嘱について

#### (2) その他

### 7 議事の概要

#### (1) 開会

教育長から、教育委員会会議の開会の宣言があった。

(午前10時00分 開会)

(2) 会議録署名委員氏名

教育長から、会議規則第13条の規定に基づき、西原委員、河岡委員の両名を指名した。

(3) 議事内容

①議案第25号 令和3年度柳井市一般会計補正予算(6月補正)

教育長は事務局に説明を求め、有道課長、石岡部次長、藤村課長、脇村所長及び山本課長から、一般会計予算6月補正について下記のとおり説明があった。

令和3年度6月補正予算について、歳出の第10款 教育費の補正予算額としては、既定の予算額に、3,661万2千円を追加し、11億8,130万6千円とし、柳井市全体では、5億6,479万1千円を追加し、16億4,365万9千円となる。

・小学校費の学校管理費の委託料について、新庄小学校の給食配膳室及び配膳室に隣接する渡り廊下は、昭和52年に建設され、老朽化していることから、新庄小学校給食配膳室改築事業により改築するための基本設計委託料を計上する。

・小学校費及び中学校費の学校管理費の備品購入費について、学校歯科健診における検診器具の滅菌(細菌類を完全に殺滅又は除去する状態)を徹底し、感染予防対策の強化を図るため、歯鏡(デンタルミラー)を滅菌処理するための高圧蒸気滅菌器を小中学校用にそれぞれ1台ずつ整備するため増額補正する。この備品購入費の2分の1は、国庫補助金を充当する。

・社会教育費の図書館費の役務費、自動車損害保険料について、6月補正で購入費を予算計上している公用車の自動車損害保険料である。委託料、実施設計委託料について、電力引き込み線改修工事に伴う設計及び管理業務委託料で、図書館1、サンビームやない4の負担割合としている。デジタルアーカイブ作成委託料について、図書館振興財団助成金を活用し、国木田独歩直筆の明治24年日記や書簡その他独歩の旧宅及び3つの石碑のデジタル化や公開するためのプラットフォーム作成にかかる費用を計上した。使用料及び賃借料、デジタルアーカイブ利用料について、デジタルアーカイブを公開するためのクラウド型プラットフォームシステムの借上料を計上した。ゆめはなプロジェクト推進事業費補助金2分の1、振興財団助成金6分の1を活用し、一般財源は3分の1となった。工事請負費、施設改修工事費について、電力引き込みケーブル等の改修工事を行う。備品購入費、車両購入費について、7月に車検を受ける予定になっていた公用車が、3月に故障し、平成9年式で修理が困難なため計上した。施設用備品購入費として、図書館で所蔵している貴重な資料を職員でデジタル化を推進することになり、イメージスキャナー1台及び取込用パソコン1台を計上する。負担金補助及び交付金、

国木田独歩生誕150年記念行事補助金について、やない独歩クラブ主催の高橋源一郎氏の記念講演や中島歩氏の朗読会をはじめ、エッセイ・コンテスト、フォト・コンテスト、ガイドマップ作成費用等に係る補助金を計上する。

この事業もゆめはなプロジェクト推進事業補助金を活用する。

- ・社会教育費のサンビームやない運営費の需用費、消耗品費について、新型コロナウイルス感染症予防対策として消毒液やパーティションを購入する経費を計上する。実施設計委託料及び施設改修工事費について、図書館と案分した電力引き込み線改修工事に伴う経費を計上する。備品購入費、感染予防機器購入費について、タブレット型検温器3台を購入する経費を計上する。消耗品費及び備品購入費は、文化芸術振興費補助金を活用、補助率は2分の1である。

- ・保健体育費の保健体育総務費の需用費について、国の令和3年度感染対策等学校教育活動継続支援事業補助金の対象となる、消耗品等の小中学校からの追加要望分を計上する。令和2年度第三次補正と同じ事業で、柳井市は前回申請していなかったため、今回申請することになった。国の補助は2分の1である。

- ・保健体育費の給食センター運営費の需用費について、3月の定期点検・検査等で修繕が必要になったもので、給食がない夏休み期間中に修繕を行う必要があり、計上している。炊飯機、反転ほぐし器のコーティング、キャスター、コンテナ車、食器洗浄機、自動浸漬槽、食缶消毒保管庫及び食缶洗浄機はいずれも給食提供、衛生管理に必要なもので、早急な修繕を要している。給排気ファンについては、空調機のVベルトの交換、洗浄室及び搬出口のエアカーテンの修理、LPガスメーター交換、照明器具は器具自体が故障し、揚物機下のタイルが経年及び熱による劣化が激しいため、安全面からも早急にタイル修繕の必要がある。備品購入費の牛乳保管冷蔵庫購入費について、柳井小学校の牛乳保冷库で購入から20年が経過し、フロン使用禁止により、修繕ができないため買い替えに要する費用を計上する。

- ・保健体育費の体育施設費の委託料、調査業務委託料について、柳井市体育館を避難所としての機能を果たすための設備及び施設の長寿命化改修の調査業務委託料を計上する。改修を含めて耐震補強案を抽出し、比較した後、建築物耐震診断等評価委員会で耐震工事の評価を受け、本工事に向けた柳井市体育館改修事業を円滑に進めるための業務である。関係団体である柳井市体育協会へは、三役会及び理事会において事業の概要を説明している。測量・設計委託料について、大島グラウンド法面对策工事に伴う測量・設計委託料を計上する。昨年12月議会で議決され、法面応急対策工事を令和3年6月末までの繰越事業で、法面補修及びグラウンド側溝設置を行ったが、令和4年度法面改修工事に向けての測量設計業務を委託するもので、財源は過疎計画策定に合わせ12月補正で計上予定、過疎債は充当率100%である。

- ・保健体育費のウェルネスパーク管理費の工事請負費について、経年劣化等で改修が必要なウェルネスパーク内健康遊具改修工事費を計上する。設置し

ている健康遊具の内、危険箇所等で改修の優先順位が高い、鉄棒や雲梯ほか18箇所、遊具16基の内、7基を改修する。財源は長寿命化対策工事公共施設等適正管理推進事業債を活用する。今後とも市民の利用・促進のため、環境整備に努めていく。

主な質疑は以下のとおり

西原委員：新庄小学校の配膳室の改造は、今回は基本設計料ということで、実質的な施工費はこれからなのか。

有道課長：今回の予算は、基本設計の委託料である。工事費は来年の予算になる。基本設計に基づいた事業費を算出し、予算を計上するようになる。

西原委員：大体どのくらいになるのか。

有道課長：おおまかであるが、2、3千万円位ではないか。

河岡委員：体育施設費の委託料について、避難所として使用するにあたり、修理や耐震化工事を行うための調査ということであるが、調査し、金額によっては工事を見合わせるということもあるのか。

山本課長：避難所には夏場であれば空調等必須のものがあり、そのあたりの確認を含めた調査業務である。今回の調査業務を受け、来年度実施設計の予定である。

河岡委員：体育館はかなり老朽化しているので、避難所として利用するにはかなりの金額が必要になると思う。柳商跡地の問題を今後話し合うことになるが、この業務は、今しなければならぬのか。

三浦部長：このタイミングで、避難所として整備すれば、大変有利な緊急防災対策債が活用できる。

河岡委員：この起債を活用すれば、市の持ち出しはいくらくらいになるのか。

三浦部長：緊急防災対策債は、事業費に対して100%起債が充てられる。返済にあたっては、交付税措置があるため、市の負担は、2割から3割くらいになる。

河岡委員：柳商跡地にも避難所を整備すると聞いているが、そちらの施設にも同じような起債が活用できるのか。

三浦部長：図書館建設には合併特例債が活用される予定であるが、上限額まで使い切ると予想される。図書館の避難所には合併特例債、体育館の避難所には緊急防災対策債を活用し、整備したい。

厚坊委員：今の体育館は、アクティブやないや中央公民館が同一敷地内にあり、休日に大会等が重なって開催されると、駐車場が足りず困っている。新しく柳商跡地に駐車場が整備されたが、今後のことを考えると違う場所に体育館を建設するのもありなのかなど。また、体育館を避難所として整備するには、エアコンを設置するということだが、競技でも利用できるようなエアコンを整備するのか。

三浦部長：緊急防災対策債を利用して避難所を整備するには、耐震化機能だ

けでは対象にならない。避難所として快適化に過ごせる機能が必要で、エアコンの整備は必須である。バドミントンのような競技でも使用できるような輻射式の空調を考えている。

西原委員：現在、体育館は避難所として利活用されているのか。

三浦部長：体育館の駐車場が避難所になっている。

西原委員：避難所と避難場所では定義が全く変わってくる。今回改造するということだが、避難場所として取り扱うのか。避難所とは滞在できるための施設ということだが、一時避難場所ということになれば一時的に避難する場所である。どちらの方向で使い分けするのか。

三浦部長：指定避難所として考えている。

西原委員：体育館の財源は緊急防災対策債ということだが、大畠グラウンドの法面については過疎債ということなので、支出はなしと捉えたのでよいのか。

三浦部長：過疎債も100%であるが、交付税措置は100%ではないので、返済の3割は市の負担になる。

横山委員：体育館は起債を利用して改修するということであるが、ウエルネスパーク等の公共施設は、補助金等がなくても定期的に修繕箇所や耐震性を調査し、修繕しているのか。

三浦部長：建物の状況を考慮し、中長期的な計画に基づいて行っている。平成22年頃に体育館を耐震化する計画があったが、平成23年に東日本大震災が発生し、まず、小中学校の校舎を耐震化することになった。校舎の耐震化が終了したことで、体育館の耐震化に取り組むことになった。ウエルネスパークの長寿命化計画に基づき、遊具の修繕を行っている。

横山委員：日常的な破損箇所の点検は、指定管理業者が見回って確認しているのか。

山本課長：ウエルネスパークの遊具については、指定管理者が年2回点検し、危険箇所を順番に修繕することになる。

この他に質疑等はなく、各委員とも異議なしということで、原案どおり承認された。

## ②議案第26号 教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則の一部改正について

教育長は事務局に説明を求め、有道課長から、教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則の一部改正について下記のとおり説明があった。

教育長による臨時代理の制度を新たに設けるもので、緊急を要し、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないときに、教育長が臨時に代理すると、いうもので、教育委員会の事務を円滑に進めるため一部改正する。

新旧対照表の次ページの「教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則」第2条に、「次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。」とあるのは、第1号から第14号までの事項については、教育長に委任できないことになっている。

この度、第4条を第5条に繰り下げ、第4条に、「教育長は、第2条各号に掲げる事務について、緊急に処理する必要があると認められる事務が生じ、かつ、教育委員会の会議を招集することができないときは、これを臨時に代理することができる。」を加える。

第5条は、教育委員会の会議への報告で、第5条第1項で、「次に掲げる事項について、次の教育委員会の会議において報告しなければならない。」第1号に、「第2条の規定により教育長に委任した事務で重要なものに関すること。」第2号に、「教育長が臨時代理した事務に関すること。」としており、次の教育委員会の会議での報告を義務づけている。

根拠法令は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第25条第1項に、「教育長に事務の一部を委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。」と規定されており、臨時代理の制度が認められている。

主な質疑応答は以下のとおり

厚坊委員：緊急時の事務手続きの煩雑さを考えると、教育長の判断で行い、その報告をしてもらえればよい。

西原委員：事後報告もやむをえないが、メール等を使って情報提供して欲しい。

有道課長：情報提供しながら共通理解を図っていきたい。

河岡委員：「緊急」とは、どれくらいの時間かということを決めていないが、電話やメールで緊急の対処ができる場合もあるので、それでも無理な場合にこの臨時代理という方法をとる、というように取り扱いには気を付けてほしい。

この他に質疑等はなく、各委員とも異議なしということで、原案どおり承認された。

### ③人議第8号 柳井市教育支援委員会委員の委嘱について

教育長は事務局に説明を求め、藤村課長から、柳井市教育支援委員会規則に基づき、20名を委嘱した。この教育支援委員会は、柳井市立小中学校に就学しようとする者及び在学する児童生徒のうち、特別な支援の必要があると思われる者の適切な教育的措置について審議するもので、任期は令和3年7月1日から令和5年6月30日までの2年間との説明があった。

主な質疑応答は以下のとおり

厚坊委員：医師以外の委員は充て職か。

藤村課長：そのとおりである。

この他に質疑等はなく、各委員とも異議なしということで、原案どおり承認された。

④報告第8号 柳井市学校運営協議会委員の変更及び追加に伴う委嘱について

教育長は事務局に説明を求め、藤村課長から、柳井市学校運営協議会規則第5条により、44名を変更委嘱、5名を新規委嘱するもので、任期は令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間との説明があった。

主な質疑応答は以下のとおり

西原委員：役職の表記の仕方が、「PTA会長」や「愛育会会長」など違っているが、意味があるのか。

藤村課長：学校から提出された名称をそのまま使用している。

厚坊委員：学校ごとに呼び方が違うのではないか。

⑤報告第9号 柳井市青少年育成センター少年補導員の委嘱について

教育長は事務局に説明を求め、山本課長から、柳井市青少年育成センター規則第5条の規定に基づく、少年補導員委嘱を6月1日付けで延べ51名に行っており、年間一人当たり1～2回の街頭補導をお願いし、青少年育成センターの職員、相談員とともに、大規模店舗、ゲームセンター、コンビニ、駅、公園や夏季休業中には海水浴場等青少年が集まる地域の巡視を行う予定である。なお、昨年度は85名で、今年は34名減員しているが、児童生徒数の減少及び受嘱補導員の高齢化、地域事情等による。任期は1年間との説明があった。

主な質疑応答は以下のとおり

西原委員：人数が半分くらいになっているが、街頭補導に支障はないのか。

山本課長：新型コロナウイルス感染症の影響があり、若干、回数が少なくなっているが、予定通り実施している。

(4) 協議会

教育長から、暫時、協議会とする宣言があった。

(午前11時01分 協議会)

(午前11時11分 再開)

(5) 閉会

教育長から、協議会を閉じ、教育委員会会議の閉会の宣言があった。

(午前11時11分 閉会)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

教育長 西元良治

署名委員 西原光治

署名委員 河岡治子

調整者 有道茂一